

主な指摘事項【居宅介護支援】

区分	項目	内容	文書指摘件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、下記の内容について明確に記載した文書を交付して説明を行うとともに、内容を理解したことについて利用者から署名を得ること。</li> <li>ア 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること。</li> <li>イ 利用者は指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。</li> <li>ウ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合・事業の目的及び運営の方針について記載すること。</li> <li>・従業者の職種、員数及び職務の内容について記載すること。</li> <li>・介護支援専門員に係る人員の記載について実態と齟齬の無い様記載すること。</li> <li>・利用料その他の費用の額の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。</li> <li>・指定居宅介護支援に係る利用料の支払いを受けた場合(償還払い)について、利用者に対して指定居宅介護支援提供証明書を交付する旨を明記すること。</li> <li>・契約の解約の条項において、重要事項説明書と契約書との間で齟齬が見られるため、統一した内容を記載すること。</li> <li>・通常の実施地域外の利用者について、指定居宅介護支援を行う場合の交通費等を記載すること。</li> <li>・身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修の実施頻度について年2回以上とする旨を記載すること。</li> <li>・事故発生時の対応について記載すること。</li> <li>・記録の保存期間が、書類を作成後5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。</li> </ul>	11件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の職務の内容について記載すること。</li> <li>・営業日および営業時間について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。</li> <li>・利用料その他の費用の額の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。</li> <li>・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。</li> <li>・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、サービス完結の日(契約終了により一連のサービス提供が終了した日)から5年間とすること。</li> </ul>	10件
運営	勤務体制の確保等	<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p>	4件
運営	広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所で作成されたパンフレットについて、実際の営業日及び通常の事業の実施地域と齟齬があるため、現状に則した内容を記載すること。</li> <li>・事業所で作成されたホームページについて、実際の介護支援専門員の員数及び営業時間と齟齬があるため、現状に則した内容を記載すること。</li> </ul>	4件
運営	苦情処理	<p>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためのマニュアルについて従業員に対し周知を行うとともに、苦情内容を踏まえサービスの質の向上に取り組む体制を整備すること。</p>	1件
運営	事故発生時の対応	<p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。</li> <li>・事故の発生の防止のための会議及び研修を定期的に行うこと。</li> <li>・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</li> </ul>	4件
介護給付費の算定及び取扱い	運営基準減算	<p>令和3年4月以降の新規利用者について、指定居宅介護支援の開始に際し、あらかじめ以下について文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用するものとされている。</p> <p>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合上記内容について文書を交付して説明を行っていない利用者が見られたため、文書の交付に加えて懇切丁寧に説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申し込み者から署名を得ること。なお、上記内容について説明を行っていない利用者について、自主精査の上、運営基準減算を行うこと。</p>	2件